

D2C Performance Ads 広告管理 API 利用規約

契約者は、株式会社 D2C (以下、「D2C」という) が運営する本サービスのアプリケーション・プログラミング・インターフェース (以下、「本 API」という) を利用するに際し、「D2C Performance Ads 広告管理 API 利用規約」(以下、「本 API 規約」という) の各条項を遵守するものとする。なお、本 API 規約は、「D2C Performance Ads 利用規約」に付帯するものであり、本 API 規約に同意する契約者は、既に「D2C Performance Ads 利用規約」に同意していることを前提とする。本 API 規約に記載のない事項は「D2C Performance Ads 利用規約」の各条項が適用される。

第1条(本 API 規約の目的)

本 API 規約は、契約者が本サービスの API を利用するに際して遵守すべき事項を明らかにし、D2C と広告会社および広告主との間の業務が円滑に執り行えるようにすることを目的とする。D2C は、契約者が本 API の利用を開始した場合、当該契約者が本 API 規約に同意したものとみなす。

第2条(本 API 規約の運用)

- 1 本 API 規約の各条の見出しは便宜上のものであり、本 API 規約の解釈に影響を及ぼさないものとする。
- 2 本 API 規約に関連して個別に締結する契約(「D2C Performance Ads 利用規約」を含む)と本 API 規約の内容が異なる場合は、個別の契約の規定が本 API 規約に優先して適用されるものとする。
- 3 D2C は、本 API 規約を随時変更することができるものとする。変更後の本 API 規約は、契約者の管理画面への掲載、もしくは電子メールによる送信、その他 D2C が適当と認める方法により契約者に通知し、変更適用後は、当該変更後の本 API 規約により本 API の利用を提供するものとする。なお、本 API 規約の変更後、契約者が本 API を利用した場合、契約者は変更後の本 API 規約の内容について承諾したものとみなす。

第3条(定義)

本 API 規約において使用される用語の意味は、以下の通りとする。

- 1 「本サービス」とは、D2C が運営、提供するクリック課金型リスティング広告配信サービス、「D2C Performance Ads」のことをいう。
- 2 「本システム」とは、広告掲載の申込および条件設定、管理、確認を行う目的において、D2C が本サービスの利用者に対して提供する広告掲載、管理用インターフェース、プログラム(効果測定用タグ、ウェブビーコンなどを含むが、これに限らない)、ツール、システム、Web サイト、本 API などのことをいう。
- 3 「利用者」とは、「D2C Performance Ads 利用規約」に同意し、本サービスを利用する広告会社または広告主をいう。
- 4 「本 API」とは、広告掲載の申込および条件設定、管理、確認など、管理画面を経由せずに実行できる機能のことをいう。
- 5 「契約者」とは、本 API 規約に同意し、本システムを利用する広告会社または広告主をいう。

第4条(本 API の利用)

- 1 契約者は本サービスを利用する目的の範囲においてのみ、本 API を非独占的に利用できるものとする。契約者は、D2C が本 API 規約の規定に従って、本 API を利用することとする。
- 2 本 API の利用にあたって必要な機器、通信手段等は契約者の責任において用意する。契約者はそれらが本システムの各種機器・機能を妨害、破壊、制限する恐れがないよう適切に管理することとする。
- 3 契約者は、本 API 規約に規定される条件に従い、本サービスおよび本 API の利用に関連して知り得た情報を非独占的に利用できることとする。
- 4 本 API の利用に必要な ID およびパスワード等は D2C より通知する。当該 ID およびパスワードの管理は契約者の責任において行なうものとし、万一、ID およびパスワード等を紛失、漏洩した場合には、直ちに D2C に報告するものとする。ID およびパスワード等を紛失、漏洩したことにより生じた損害については、全て契約者の負担とする。
- 5 D2C は、ID およびパスワードが登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、当該契約者を真正な契約者とみなし、それが盗用、不正使用その他の事情により、真正な契約者ではない者が利用している場合であっても、それにより契約者が損害または不利益を被ったとしても、一切の責任を負わないものとする。また、契約者は、本 API 規約等にて定めた、D2C が契約者に対し行う損害賠償を含む全ての行為、措置等について、上記 D2C が真正な契約者としてみなしたものを対象とすることを了承するものとする。
- 6 本 API の利用は契約者自らの責任において行うものとする。利用によって生じた一切の損害および逸失利益について、D2C は一切の賠償責任を負わない。
- 7 契約者は本 API の利用にあたり、本システムの各種機器・機能を妨害、破壊、制限するような行為を行ってはならない。契約者による本 API の利用に起因し、D2C または第三者に損害が発生した場合、契約者は当該損害のすべてを賠償することとする。また、契約者が本 API を利用することにより第三者との間で生じたクレーム、紛争等については、契約者と当該第三者との間で処理、解決することとし、D2C は一切の責任を負わないものとする。

第5条 (ID の発行)

契約者は、本 API の利用にあたり、広告会社用 ID を利用するものとする。広告会社用 ID とは、広告主サイトを一括管理する際に、必要な ID であり、当該 ID は D2C が承認した契約者の担当者に対して発行されるものとする。

第6条 (利用登録)

- 1 契約者は、本 API の利用に先立って本 API の利用登録の申請を行うものとする。利用登録の申請については、D2C 指定の手順に則り、申請するものとする。
- 2 D2C は、前項の利用登録の申請を受け、D2C 側で設定した契約者の担当者に対し、ID・パスワード等の通知を行う。
- 3 契約者は、登録事項に変更があった場合、D2C が指定する手順に従い、速やかに変更手続を行うものとする。
- 4 契約者は、D2C から、登録事項の確認、証明のための資料の提出を求められた場合には、D2C が定める期間内にこれに応じるものとする。

第7条(本 API 利用時の注意事項)

- 1 契約者は、本 API を用いて広告掲載の申込および条件設定の入力をした場合、当該入力内容が正しく管理画面に反映されているか、十分に注意するものとする。
- 2 管理画面に表示されている事項と本 API を用いて入出力を行った事項に相違があった場合には、管理画面に表示されている事項が優先されるものとする。契約者は、自己の責任で、登録事項の成否を管理画面で確認するものとする。
- 3 万一、管理画面に表示されている事項と本 API を用いて入出力を行った事項に相違があったことにより生じた契約者の損害について、D2C は一切責任を負わないものとする。

第8条(守秘義務)

契約者は、本 API 利用により知り得た情報は秘密情報として取り扱い、第三者に提供、開示、漏洩し、またはリスティング広告掲載の目的以外に保存、使用してはならないものとする。但し、広告会社は、自社で取り扱った掲載実績に関するデータを、効果の報告する目的に限り、広告主に開示することができるものとする。

第9条(連絡方法)

D2C からの契約者に対する本 API 利用に関する連絡、その他の通知は、原則として管理画面を通してなされるものとする。但し、契約者は、必要に応じて D2C から契約者に対し、契約者が登録した電子メールアドレス宛または住所、電話番号になされることを了承するものとする。

第10条(契約者の不承諾等)

D2C は、契約者に以下各号の事由が認められると判断した場合、当該契約者に対する事前の通知なしに、当該契約者による本 API の全部または一部の利用停止、本 API へのアクセス回数・アクセス時間の制限、アカウント取り消しおよび再登録の拒否、その他 D2C が必要と判断する措置を講じることができるものとし、契約者はこれに対して一切異議を申し立てないものとする。契約者はこれにより損害または不利益を被ったとしても、D2C に対して賠償請求その他一切の請求をおこなわないものとする。また、契約者は、D2C が、本 API によって提供された情報の利用の中止を求めた場合には、直ちに当該情報の利用を中止するものとする。

- ① 契約者の登録事項等に虚偽の内容または不足があったとき
- ② 電子メールアドレス等、契約者連絡先が不通のとき、または D2C からの照会、資料提出等の要請に対して速やかに対処しないとき
- ③ その他、本 API を利用することを D2C が不適切と判断したとき

第11条(本システムの中断)

- 1 D2C は、次の各号の何れか一に該当する場合、事前に契約者に通知することなく、本システムの全部または一部の提供を中断・停止できるものとする。
 - ① システムの保守・点検を実施する場合

- ② 本サービスまたは本 API の設備等に障害が発生した場合
 - ③ 第三者の故意、過失による不具合に対策を講じる必要がある場合
 - ④ 伝送路設備・伝送交換設備・付帯設備を設置し、契約者の用に供する電気通信事業者が、電気通信役務の提供を停止することにより、D2C が本サービスまたは本 API の利用の提供を行うことが困難になった場合
 - ⑤ 停電、通信回線の事故、天災、火災、騒乱等の不可抗力により、本サービスまたは本 API の利用を提供できない場合
- 2 前項に基づく本システムの提供の中断の後、本システムが復旧した場合、D2C は、契約者に通知することなく、いつでも本システムの提供を再開することができる。
 - 3 D2C は、前二項の措置に関連して、契約者に損害または不利益が生じたとしても、一切責任を負わないものとする。

第12条(本システムの変更および廃止)

- 1 D2C は、本システムの内容、仕様について、契約者に対する事前の通知なく、変更することができるものとする。
- 2 D2C は、次の各号の何れかに該当する場合、本システムを廃止できるものとし、廃止日をもって本 API 規約およびこれに関連する契約の全部または一部を解約できるものとする。
 - ① 廃止日の事前に契約者に通知した場合
 - ② 天災地変等、不可抗力により本サービスおよび本 API の利用を提供できない場合
- 3 前二項により、契約者に損害または不利益が生じたとしても、一切責任を負わないものとする。

第13条(基準時間・クリック数)

本APIの提供にあたって基準となる時刻およびクリック数は、全てD2Cのサーバ内で算出、管理されている数値によるものとする。

第14条(禁止事項等)

- 1 契約者は、本 API の利用にあたり、以下各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとする。契約者がこれらの行為をおこなったと D2C が判断した場合、D2C は、当該契約者に対する事前の通知なしに、当該契約者による本 API の全部または一部の利用停止、本 API へのアクセス回数・アクセス時間の制限、API アカウント取り消しおよび再登録の拒否、その他 D2C が必要と判断する措置を講じることができるものとする。
 - ① 本 API 規約等、D2C が定める規定に違反する行為
 - ② 法令に違反する行為、法令違反を助長する行為またはそれらのおそれのある行為
 - ③ 真に入札する意思がないにも関わらず、入札をおこなう行為
 - ④ 他の契約者、第三者または D2C の財産、名誉、信用、プライバシーもしくは著作権、パブリシティ権、商標権その他の権利を侵害する行為、侵害を助長する行為またはそれらのおそれのある行為

- ⑤ 本サービスおよび本 API の利用に関連して知り得た D2C または他の契約者の秘密に属すべき情報を開示、公開する行為
 - ⑥ 本システムを利用して他の契約者または第三者を他の Web サイトに誘導する行為
 - ⑦ 本システムに対して高負荷を与える行為またはそれに準ずる行為
 - ⑧ 前各号の他、D2C が不適切と判断した行為
- 2 前項の措置を講じたことにより、契約者に損害または不利益が生じたとしても、D2C は責任を負わないものとする。なお、契約者の前項のいずれかに該当する行為により、D2C に損害や不利益が生じた場合には、D2C は当該契約者に対し、損害賠償請求ができるものとする。

第15条(免責)

- 1 契約者は、D2C が、本 API の情報に、エラー、誤り、中断その他の瑕疵がないこと、信頼性、正確性、完全性、および有効性について一切保証していないことをあらかじめ承諾するものとする。
- 2 契約者または第三者による有害なコンピュータ・プログラム等を送信または書込みで、ハッキング、改竄等がなされた場合、D2C は当該事由により生じた損害について、一切責任を負わないものとする。
- 3 契約者は、D2C が、本 API または D2C の知的財産の利用に起因して、損害が生じる可能性がある指摘されていたとしても、契約者または第三者の一切の損害(ただし、に故意または重過失がある場合は除く)についてその賠償責任を負わないことを承諾するものとする。
- 4 本APIは、契約者の判断で利用するものであり、本APIを利用したことにより契約者に損害が生じた場合においても、D2C は一切の責任を負わないものとする。

第16条(API 利用料金)

契約者は無料で本APIを利用できるものとする。

第17条(監視)

D2C は、プロダクトおよびサービスの改善、または、法令遵守、本 API 規約の遵守、本サービスの契約者もしくはその他の第三者の権利、財産、もしくは安全を確保するために必要と判断したとき、本 API の活動を監視できるものとする。契約者は、かかる監視を妨害、またはその他の活動内容を D2C に対して隠ぺいしないものとし、D2C がそのような妨害行為に対処するため、必要と考える措置をとる場合があることを承認する。

第18条(本 API の利用期間)

契約者は、本 API 規約に同意し、API アカウントを取得した時期から本システムの利用の終了まで本 API を利用できるものとする。なお、本 API の利用を終了させたい場合は、終了希望日の 1 ヶ月前までにその旨を D2C に申し入れるものとする。

第19条(権利義務の譲渡禁止)

契約者は、別途 D2C が書面により許諾する場合を除き、権利又は D2C に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第20条(準拠法および合意管轄裁判所)

本 API 規約の成立、効力、履行および解釈については日本法を準拠法とし、本 API 規約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

第21条(残存項)

本 API の利用が終了した後も、本 API 規約第8条、第19条は、引き続き有効に存続するものとする。

第22条(本 API 規約の適用)

本規定は、2011 年 4 月 22 日より適用するものとする。

2012 年 4 月 16 日 改訂

2014 年 11 月 12 日 改訂

2015 年 8 月 12 日 改訂

2016 年 10 月 25 日 改訂